第5号様式(第7条関係)

会議録

会	議	の	4	Ż ·	称	平成26年度 第2回清須市防災会議
開	催		日		時	平成27年3月26日(木曜日)午後2時から3時5分
開	催		場		所	清須市役所本庁舎 3階 大会議室
議					題	(1)審議事項 議事1 清須市地域防災計画の見直しについて(2)報告事項 議事2 平成26年度の防災事業実績について 議事3 平成27年度の防災事業計画について
会	議		資	:	料	次第 資料1-1 清須市地域防災計画の改正のポイント 資料1-2 清須市地域防災計画新旧対照表 資料2 平成26年度 防災事業実績について 資料3 平成27年度 防災事業計画について
公開・非公開の別(非公開の場合はその理由)						公開
傍	聴 人 の 数 (公開した場合)				数	4人
出	席委				員	加藤会長、永田委員、齋藤(孝)委員、本田委員、浅田委員、 広浜委員、鈴木委員、田上委員、齋藤(雅)委員、村瀬委員、 小川委員、平松委員、加藤委員、天野委員、武藤委員、浅野 委員、大嶋委員、山口委員、柴田委員、塚田委員、加藤委員、 郷委員、山岡専門委員
欠	席		委		員	片田専門委員(群馬大学大学院教授)
出	席	者	(市)	なし
事	務				局	〔総務部 防災行政課〕 柴田部長、大橋次長兼課長、三輪主幹、後藤副主幹兼係長、 梅本主任主査、梶木主事、鵜子主事、中村防災官 〔建設部 土木課〕 宮崎次長兼上下水道課長、伊藤土木課長 〔健康福祉部 社会福祉課〕 濱島部長、福田課長
全議の経過 (要旨)						

会議の経過 (要旨)

●事務局

みなさま、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、「平成26年度 第2回 清須市防災会議」を開会いたします。

私は、司会を努めさせていただきます、総務部次長兼防災行政課長の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。

本日は片田専門委員からご欠席の報告を受けております。また、尾張建設事務所長様におかれましては、遅れてみえるという報告を受けております。が、委員の過半数以上の方が出席されておりますので、清須市防災会議条例第5条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は、清須市付属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により公開会議となっていますので、よろしくお願いいたします。

傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布しました 遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、清須市防災会議会長でもあります、加藤市長から挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

●加藤会長

(市長あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。それでは、これより議事に入りますが、本日ご持参いただきました資料のご確認をさせていただきたいと思います。本日、事前にお配りいたしました資料でございますが、まず最初に次第、めくっていただきまして配席表、それから委員名簿、資料1といたしまして①から②、それから別冊で資料の1-2ということで地域防災計画の新旧対照表が別冊になっております。それからめくっていただきますと資料2、もう一枚めくっていただきますと資料3の①から③、それから本日お手元に配布いたしました清須市耐震改修促進計画の概要版と地震防災ハザードマップということでよろしいでしょうか。欠落しているところはないでしょうか。

それでは、これからの会議につきましては、進行を会長であります市長にお願いしたい と思いますので、よろしくお願いします。

●加藤会長

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。ただ今から、議事に入ります。 はじめに、議事(1)ですが、清須市地域防災計画の見直しについて、事務局から説明 をお願いいたします。

●事務局

『議事(1) について』 資料1-1及び1-2を読み上げる。

●加藤会長

ただいま、協議事項1の説明が終わりました。それでは、事務局からの説明に対して、何かご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いします。

ご質問はよろしいですか。

それでは他にご意見もないようですので、議事(1)の清須市地域防災計画の見直しについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

●全員

異議なし。

●加藤会長

はい。ありがとうございました。ご異議ございませんので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議事(2)の平成26年度防災事業実績について、事務局から報告をお願いいたします。

●事務局

『議事(2) について』 資料2を読み上げる。

●加藤会長

はい。ただいま議事の(2)の報告が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

●大嶋委員

はい。

●加藤会長

はいどうぞ。

●大嶋委員

西枇砂入ブロック自主防災会、大嶋です。

ちょっと質問させていただくんですけど、避難所の配備用タブレットの購入事業についてなんですけど、タブレット型端末機23台を配備したと書いてあるんですが、これって今どこにありますか。また、これを実際避難所で、誰がどのように使っていいかというのをお聞きしたいんですが。お願いします。

●事務局

配備という言葉を使いましたが、現実には、通常時は災害対策本部にございます。避難所を開設するときに、避難所配備職員が本部に取りに来て、持っていく、というシステムとなっております。通常時は避難所には置いてございません。

また、万が一、避難所でこれを使用することになった場合は、当然、持っておるのは避難所配備職員でございますので、避難所配備職員が、「何かこういう情報を取ってくれないか」というようなことを市民の方からご意見いただきましたら、それを、基本的には配備職員が操作をするという方向で考えております。以上でございます。

●大嶋委員

はい、わかりました。そのようにやっていきます。ありがとうございました。

●加藤会長

はい。その他ございませんか。

それでは、ないようでございますので、次に移らせていただきます。

議事(3)の平成27年度の防災事業計画について、事務局から報告をお願いいたします。

●事務局

『議事(3)について』 資料3を読み上げる。

●加藤会長

はい。ただいま平成27年度の防災事業につきまして、ハード・ソフトにわたって説明いたしましたが、何かわからないこととかご質問がございましたらどうぞ。ご発言いただきたいと思います。

よろしいですか。

はい。ご質問もないようですので、それでは次に進めさせていただきます。

本日、参考資料として「地震防災ハザードマップ」と「耐震改修促進計画の概要版」を お配りしております。これらは4月に全戸配布する予定です。

それではこちらについて、事務局から説明をいたします。

●事務局

はい。それでは、本日参考資料としてお配りをいたしました地震防災ハザードマップと 耐震改修促進計画の概要版について、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、清須市耐震改修促進計画は、清須市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、地震時の建築物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減するために、平成20年3月に策定をいたしました。

南海トラフ地震等の発生が危惧される中、愛知県の被害想定が発表されました。清須市においては、大きな被害が予想される中で、住宅・建築物の耐震改修に加え、さらなる耐震化を促進する必要があります。それに伴い愛知県では、新たな愛知県建築物耐震改修促進計画が策定されました。

この策定に伴いまして、清須市の耐震化の目標達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、愛知県建築物耐震改修促進計画との整合を図りながら、計画の改定を行ってまいりました。また、計画の改定に伴い、地震防災ハザードマップも新たな被害想定に対応できるように更新を行いました。こちらにつきましては、先ほどもお話ししましたように、4月に全戸配布する予定でございます。

参考資料については、以上で説明を終わらせてもらいます。

●加藤会長

はい。今事務局から説明がございましたが、南海トラフ地震が懸念される中でございますが、今日は山岡先生にもご出席いただいております。今後の地震防災について、少しお話をいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

●山岡専門委員

名古屋大学の山岡と申します。よろしくお願いします。

三つぐらいお話させていただきます。最初はですね、ちょっと地震の前に火山の話をしたいと思うんですけども、昨年9月27日の御嶽山の噴火で、多くの方が亡くなりました。特に愛知県が、実は一番犠牲者が多くて、57名のうち17名が愛知県なんですね。愛知県に住んでいると、愛知県に活火山はありませんので、特に関心を持っている訳ではないというのが、ごく普通ではございますけれども、すぐそばの火山で活火山と呼ばれるのが、御嶽山以外には乗鞍、焼岳、それからちょっと方向が違いますけれども、白山というのもございます。それから立山のそばの弥陀ヶ原というのも活火山で、名古屋から、というか愛知県からですね、割と近いところに活火山がたくさんございます。

で、必ずしも愛知県民全体の活火山に対する関心が高くないというのは、しょうがないとは思いますけれども、その状態が続くとどうなるかというと、例えばメディアもそれほど関心がないので、何か異常なことがあったとしても、あまりきちんと報道がされなくて、無防備のまま山に登ってしまうということもあると思います。

今回の災害はいろいろと多々原因があってですね、国のほうも、文部科学省、気象庁、それから中央防災会議で火山防災対策はひととおり見直しまして、大体この3月にひととおり出そろうということになってございます。それと同時に、やっぱり地元の愛知県の方々にも火山をもう一度見直していただくということが必要なのではないかというふうに思っております。愛知県からも、消防・防災・警察・自衛隊の方々が多分応援に行かれたんだと思いますけども、大変な思いをされて捜索、救助活動に当たっていただいた、というところでございます。それがまず1点目です。

二つめはですね、国の災害対策基本法が改正されて、その中のひとつのポイントがです ね、地区防災計画というものが作ることができるようになったということです。これに関 して、名古屋大学の中でちょっと勉強会をやりまして、内閣府でこの作成に携わった方に 来ていただいて、ポイントは何かということもお聞きしました。従来の防災に関する計画 というのは、中央防災会議が国としての防災基本計画を作り、それから都道府県市町村が 地域防災計画というものを作るものでございました。どちらかというと、トップダウン的 に作るものなんですけども、それに加えて、居住者及び事業者がですね、地区防災計画と いうものを作ることができるようになったということが、今回の重要な改正点のひとつで した。このポイントはボトムアップ型と言って、要するに地域の方々が自主的に計画を作 ることができて、かつそれを市町村が地域防災計画の中に位置づけることができる。つま り、地区防災計画を作っておくと、市町村レベルできちんとそれを認めてもらって、全体 の防災計画の中に位置づけることができる、そういうものなんだそうです。それの何がい いかというのは、僕も必ずしもまだよくはわかっていないんですけど、ひとつは、清須市 さんはまだそれほどではないんですけれど、高山市とかですね、でっかい市町村ができて しまって、地域性がすごくあり過ぎるような市町村は、それぞれの地区の特性に合わせた 計画を作ることができるという、そういうメリットがあるということがひとつ。それから、 そういうものを作っておくことによってですね、計画そのものが文書として残っていきま すから、担当が変わってもですね、その文書を見ながら継続して地域の計画を、防災を向 上することができるという、そういうようなメリットがあるのだそうです。これは従来の トップダウンの地域防災計画と比べて、それぞれの地域が自主的に作っていただくことに 非常に重要な点があるので、ぜひ、どういうものであるかというのをそれぞれの地域で調 べていただいて、ぜひ地区防災計画を作っていただけるとよろしいかというふうに思いま

三つめですが、清須市さん、地震防災ハザードマップと建築物の耐震化を進めましょう、 という二つの大事なパンフレットを作ってくださいました。このハザードマップのです ね、地図のほうを見ると、揺れるのはどこも一緒だと、色分けしてもしょうがないくらい の震度6弱だったり6強だったり、液状化危険度もみんな危ないんだなあとか、いろいろと 思うところはありますけれども、基本的に愛知県の中にいると、揺れによる危険度という のは、清須市は相対的に高い場所ということがこれでわかっていただけると思います。そ れから、重要なのは裏側なんですけども、自分のところが大変な場所である、揺れが強く なるということを知っても、何もしなければ結局何も変わりませんので、地震に備えるっ ていうのはどういうことかというのをもう一度、今一度裏側を見ていただいてですね、何 をしたらいいかということを見ていただくのがよろしいかと思います。地震に備える、避 難所の確認、安全対策、それから非常持ち出しリスト、地震発生時の初期行動、まず自分 の身の安全を守るということですね。それから後、情報をどう取るか、あるいは家族との 連絡をどう取るか、というところです。様々なところで、地震が発生した時にはそれぞれ の方が役割を持って動くということになりますけども、役割を持って動く前に、まず家族 とか子どもとか、おじいちゃんおばあちゃんとかですね、そういう方々が安全かどうかと いうことを確認しないと安心して動けないということもございますので、この災害伝言板 サービスというものも是非ご活用いただけるといいというふうに思います。

そういうのを見ながらですね、建物の耐震化を始めましょう、というパンフレットを見てみます。表面に一番重要なのがあって、下のほうに阪神淡路大震災の被害状況、昭和56年以前の建物は3分の1が大破しました、ということが書いてございまして、57年以降は被害が7割以上というふうに書いてあって、これをもとに耐震改修、耐震診断をしましょう、ということが謳われております。その1ページをめくると、いろいろ書いてあって難しそうだなと思って見ていると、一番右下にぎょっとする数字があります。清須市の住宅耐震化の現状、現状の耐震化率67パーセント。これ、ホントですか?

●事務局

本当です。

●山岡専門委員

本当ですか。愛知県全体の住宅耐震化率は85パーセントです。これは、不合格ですね。とっても遅れているというのが現状です。これはすごく、きちんと認識していただきというふうに思っております。それで、そのあと後ろを見るとですね、事務局的にはこれはとっても遅れていて不合格とは口が裂けても言いにくいと思いますので、私のほうから言っときますけども、とにかく67パーセントという数字はとんでもなく低い数字だと思いますので、その次のページの無料耐震診断、耐震改修補助制度、耐震シェルター等整備費補助制度というのが、市では作ってございます。けれども、昨年の、どれくらいの方が利用したかというのを見ると、これもとんでもなくひどい数字でですね、せっかく作ったのに利用していただけないと。耐震診断・耐震改修補助事業で、耐震改修は3件、それも平成23年度から15件、8件、9件、3件とどんどん減っていくんですね。それから耐震シェルター・ベッド購入補助、申請なし、と。

耐震改修は結構お金がかかるんですね。一番いいのは建て替えるのが一番いいんですけ ど、そうするとウン千万円という数字になるので、それで改修で済ませるといっても数百 万、200万、300万と、ちょっとこれは出せないなということもございます。震度6弱、6 強という数字は非常に強い揺れですから、手を抜くとやっぱり壊れます。自然は弱いとこ ろを突いてきますので、見逃してくれないんですね。それが先程のハザードマップに全部 出ております。そうすると最後どうするか。とりあえず自分の命だけでも助かろうという と、耐震シェルター・耐震ベッドですね。耐震ベッドというのは、ベッドがあって、上に 鉄のアームがありますので、ちょっと見栄えよくないなという感じもしますが、それでも 25万か30万くらいが定価です。一方耐震シェルターというのが、寝室の中に強い枠組みの ボックスを入れて、その中で寝ていただくというようなものです。起きているときは割と 体が動くので、すぐに外に出ることができますが、寝ているときが一番建物による怪我と か亡くなっている人が多い訳で、ですから寝室をきちんと強くしましょうというのが耐震 シェルターで、家が壊れてもそこだけは壊れずに残るという、結構優れものです。これも 結構安くできますので、少なくともそういうところも考えていただければというふうに 思っております。そういう意識の浸透というのは、ぜひぜひ今日出て来ていらっしゃった 方が認識していただいて、地域の住民の方にぜひ耐震改修・耐震診断、少なくともシェル ターをつけましょうというふうにですね、お声を掛けていただければ、清須市の地震防災 対策は進むと思います。いくらハザードマップを作ってもですね、実は何も進まなくて、 ちゃんと行動しないと進まないんですね。ぜひよろしくお願いします。 以上です。

●加藤会長

どうもありがとうございました。 せっかくの機会ですので、何か先生にお聞きしたいことがあれば。 はい。どうぞ。

●平松委員

日赤奉仕団のほうから代表で来ております平松です。

私達の団体で、3年にわたって防災というテーマで取り組みまして、26年度は地震についてということで取り組んだんです。その中で、行政とタイアップしていろいろなことをやったんですが、まず、シェルターについて市から補助金を出すという制度があるけれど、全然利用してくれる人がいないということもありまして、私達も一緒になってそういうのを促進しようかなと思って、シェルターの見学会・勉強会をやったんですね。実際、ベッドとかシェルターの部屋を作るのは、たいへん安い金額でできるんです、確かに。

それで、そう思って皆さんに、一応勉強会とか開いたんですが、結果、家の基礎の耐震をしないと、それが有効でないということですね。シェルターを設置できないということでした。基礎をきちんとしてからでないと、シェルターを取り付けられないので、基礎に掛かる金額は、やっぱり何百万と掛かるという結果になったんですね。シェルターだけの取り付けは無理というふうなことで、今回皆さん、問い合わせは1、2件あったそうなんですが、結局シェルターを作られた方はいらっしゃらないんですね。

私達の認識と、先生が仰ってることと、ちょっと違ったような気がするので、そのへんはどうですか。

●山岡専門委員

多分ですね、基礎をどう作るかだけの問題で、基本的にはシェルターの下の基礎がきちんとしていれば済むので、家全体の基礎を作るとおそらく何百万という数字になりますけれども、そうなるとほとんど耐震改修ですから。基本的にはシェルターの下の基礎だけで済むはずです、基礎を作るにしても。そういう認識だと思っております。

僕の認識はシェルターの下の基礎がしっかりしている、要するに建物が壊れてもシェルターを押し潰すことはないっていうことなんですね。ですから、基礎はもう少し簡易化できるはずです。

●加藤会長

よろしいですか。

置けるスペースがあれば、建物が壊れてもそこだけは助かると。

●平松委員

そういうことですね。ひと部屋だけをそういうシェルターにするという考え方ですね。だからやっぱり基礎をやらなきゃいけないんで、その辺が問題かなと思ったんですが。

●加藤会長

例えば、畳の部屋に置くというのはできないかもしれませんね。

●山岡専門委員

その辺りは、多分工夫の問題だと思うんですね。普通に業者さんに何とか、っていうとそれは高いですよ、というのが普通なので、どのくらいの金額でできるかっていうのをもうちょっと専門家にきちんと考えてもらったほうがいいかなと。今仰っていただいた意見は、またあちこちで聞いてみます。また情報集めてきますので。大抵のものは、業者さんは高いというのが普通なので、そこはもう少し突っ込んでですね、そんなことはないだろうと言わせないといけないと思いますし、要するに、工夫すればいくらでも安くなるはずなんですけども、頭を使わないと高くなるという、それだけのことだと思いますから、そこはあちこち突っ込んでみたいと思います。また来年、ちょっとしばらくお待ちください。少し情報を集めてみます。

●加藤会長

はい。ありがとうございました。

他に、今までのことでもいいですから、今日は自主防災の方々も来ておりますので、何か自主防災の中で課題があれば、そんなようなことでもお話しいただければと思ってますが、どうですか。

武藤さん、よろしいですか。

●武藤委員

今年我々の防災会は、9月に1ブロック、2ブロック合同でふれあい盆踊りを計画しております。このときふれあいセンターを使うんですが、昼からやるということで、いろんな模擬店を出したり、ちょっとしたイベントなどをやろうと思ってるんですけど、こういうのはどこの許可を取らなくてもやれますか? 市のほうはそういうことをやらせてもらえますか、ということをちょっとお聞きしたいんですけど。

●事務局

ふれあい防災センターのどこのことを言ってみえます?

●武藤委員

広場。隣のグラウンドです。

●事務局

あそこは許可制です。許可というか、申請してもらわなければいけません。

●武藤委員

勿論申請しますけど、いろんなイベントをやるときに、いろんな規制はあるかということをちょっとお聞きしたい。模擬店やなんかを出して酒類も販売したり、そういうことをしていいかということもちょっとお聞きしたいな、と。

●事務局

模擬店を出されるというと、うちが許可をどうこうというよりも、保健所さんに検便が必要になるとか、そういうレベルの話ですかね。あとはガスとか何かを使うと、今度は危険物の関係になり消防のほうの許可がいるのか、ちょっとわからないんですけども、その辺のところは。あとは販売をされるというので何かあるのかな、というのはあるんですが。うちのほうで何か規制を掛けておるというのは多分ないと。他の関連で何か出てくる可能性はあると思いますね。

●武藤委員

一般商店の参加と、香具師さんやなんかは一切入れないということで、価格やなんかも 通常より安くとか、いろいろ考えているんですけど、そういうことやってもいいかという ことをお聞きしたかったんですけど。

●事務局

ちょっと例がないので今すぐお答えはできかねますけども、後で話をさせていただきたいと思いますが。

●武藤委員

いろいろ計画書を出しますので、またそのとき、すいませんけどお願いします。

●加藤会長

いいですか。その他いいですか。

よろしいですか。

はい。それでは以上で本日の議事は全部終了させていただきました。長時間にわたって 本当に皆さん方ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

●事務局

はい。皆さんありがとうございました。

これを持ちまして、平成26年度第2回清須市防災会議を閉会いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。これで解散といたします。

(午後3時5分 閉会)

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり